

CCO イベント時飲食販売される方へ
食品営業許可、届出について

クリエイティブセンター大阪敷地内(野外)イベントで露店営業を行う場合は、以下の事項を遵守ください。

下記の提出をお願いします。

飲食店営業許可書の提示

“大阪市”の飲食店営業許可書が必要となります。(他府県は不可)
(CCO へは最終打合せ時にご提示ください。)

CCO 飲食店使用リスト

下記のリストのご記入ください。こちらはとは別に保健所に許可が必要となります。

主な注意事項

下記ご確認ください。

露店営業及び臨時出店について(大阪市 HP)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000537353.html>

必要な設備、できるメニュー、できないことがございます。下記露店営業リーフレットをご参考ください。記載にないメニューや、ご不明点は CCO 管轄の保健所(下記)にご確認ください。

===== 南西部生活衛生監視事務所 =====

住之江区浜口東 3-5-16(住之江区保険福祉センター分館)

TEL:06-4301-7240

ゴミについて

一般ごみ、カン、ペットボトルは会場内のゴミ捨て場で処分できますが、**その他、大量の瓶(ケース)、発泡スチロール、ビニールシート、炭等不燃物は持ち帰りをお願いします。持ち帰られない際は実費負担(最低¥30,000-~)となります。**

火気使用について

火気使用については、消防署へ別途火気申請もしくは露店営業許可が必要となります。

会場付帯の机(テーブル)を使用の際は、養生してご利用ください。原状復帰をお願いします

CCO 飲食店使用リスト

記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

- ・ イベント名: _____
- ・ 開催日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 代表者(イベント主催者): _____
- ・ 連絡先(電話番号): _____

飲食出店(露店)リスト

出店者名	メニュー名	火気使用の有無	備考
例)名村太郎	ホットドック	有/無 カセットコンロ	
		有/無	

※ こちらは事前に CCO 管轄の保健所(下記)の許可が必須となります。

南西部生活衛生監視事務所 06-4301-7240

住之江区浜口東 3-5-16(住之江区保険福祉センター分館)